

～産業廃棄物の収集運搬業許可の合理化～

改正概要

現在は、産業廃棄物の収集運搬については、積卸しを行う全ての都道府県又は政令市の許可を受けなければならないが、原則として、一の政令市を越えて(※)収集運搬の業を行う場合は、都道府県の許可を受けることとする。

(※)政令市の許可が必要となる場合

- 政令市の区域内で積替え保管を行う場合
- 都道府県内において一の政令市のみで業を行う場合

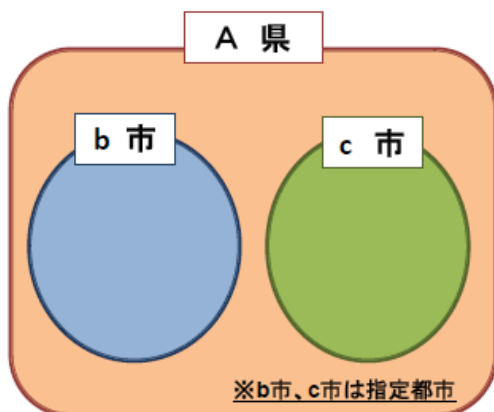
(市域を越える範囲での収集運搬を業として行う県の許可を受けた業者が、一の政令市内での収集運搬を行うことは可能)

効果

- 全国で収集運搬業を行う場合、これまでは109の許可を受け、5年ごとに更新しなければならなかったが、原則として、47の都道府県知事の許可を受ければよいこととなり、許可の手続が合理化されることとなる。

関連改正

- 許可証の様式に、同一都道府県内の政令市の許可の有無の欄を設ける
- 変更の届出を要する事項として、同一都道府県内の政令市の許可の有無を追加する
- 変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、許可証の書換えを受けることができることとする。



◆ ケース①

産業廃棄物収集運搬業者X(以下X)が、b市(積保なし)及びc市(積保なし)において業を営もうとする場合

Before - b市及びc市の許可が必要。

After - A県の許可が必要。

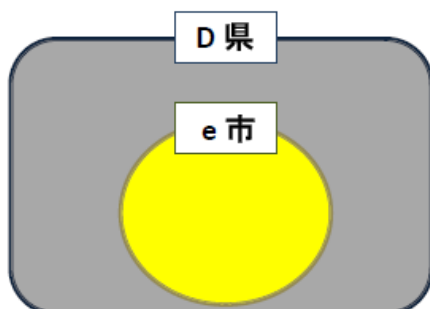
◆ ケース②

Xが、b市(積保なし)及びe市(積保なし)において業を営もうとする場合

Before - b市(積保なし)及び

e市(積保なし)の許可が必要。

After - 変更なし。



◆ ケース③

Xが、A県(積保なし)及びb市(積保あり)において業を営もうとする場合

Before - A県(積保なし)及びb市(積保あり)の許可が必要。

After - 変更なし。

経過措置について

1. 経過措置の適用対象者※

改正令の施行の際現に指定都市の長等の許可を受けている者であって、改正令の施行後において従前の許可の範囲内で業を行うためには、当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の許可又は変更の許可を受ける必要がある者。

2. 経過措置の適用期間

施行日（平成23年4月1日）から従前の許可の有効期間までの間。

※経過措置適用対象者の具体例

- ① A県内において、b市（がれき、積替えなし）及びc市（がれき、積替えなし）の許可を有しているが、A県の許可は有していない者

改正令の施行後において従前通りb市及びc市で業を行うためには、新たにA県の許可を受ける必要がある。

- ② A県内において、A県（がれき、積替えなし）及びb市（がれき及び金属くず、積替えなし）の許可を有している者

A県の許可の事業の範囲の方がb市の許可の事業の範囲よりも狭いため、改正令の施行後において従前通りb市で業を行うためには、A県の変更の許可を受ける必要がある。